平成２８年（フ）第４６６８号
東京都品川区荏原１丁目22―６―302、住民票上の住所東京都品川区西五反田１丁目７―１―801
破産者　高橋　　聖
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８１５号
千葉県千葉市中央区今井３丁目７―14―102
破産者　矢野祐美子
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９０８号
東京都江戸川区臨海町２丁目２―９―501
破産者　林　　勇樹
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９１３号
東京都江戸川区松島３丁目25―28―202
破産者　高宮　幸子
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０３２号
東京都板橋区小豆沢４丁目15―３
破産者　松村多惠子
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０４８号
東京都中野区上高田３丁目３―５―408
破産者　渡邉　幸太
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０７３号
東京都中野区上高田４丁目17―１―1010
破産者　内田　和宏
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１００号
埼玉県春日部市豊町２丁目２―10―406
破産者　小林　　忍
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１２２号
東京都武蔵村山市榎３丁目51―２―103
破産者　椎名和佳奈
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２２９号
東京都江東区辰巳２丁目５―１―709
破産者　佐藤ユキミ（旧姓土屋）
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２５０号
東京都豊島区池袋本町４丁目９―３―402
破産者　坂本　宏樹
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３４７号
東京都小平市上水南町２丁目６―５
破産者　五十嵐　学
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４３６号
東京都調布市菊野台２丁目63番34号
破産者　株式会社レシエル
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４３７号
東京都東久留米市前沢１丁目４―40
破産者　大日方力也
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５６５号
東京都葛飾区鎌倉４丁目１―５―302
破産者　北山　克己
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５７６号
東京都板橋区東新町２丁目26番１号
破産者　有限会社タカミチ
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５７７号
東京都板橋区東新町２丁目26―１―103
破産者　高橋　伸治
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５８６号
東京都港区六本木７丁目９―４―302
破産者　瀧尾　三幸
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５８８号
東京都八王子市本郷町２―３―105
破産者　谷口　孝行
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６２８号
神奈川県相模原市南区新磯野２丁目13番14号サンハイム１Ｆ
破産者　株式会社腕ホーム
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６２９号
東京都町田市相原町2807―１―206
破産者　小泉　明男
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６４６号
埼玉県和光市南１丁目33番２号、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区大泉学園町８丁目27番18号
破産者　有限会社モードビバ
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６４７号
東京都練馬区大泉学園町８丁目27―18―101
破産者　田中　久嗣
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部